



大宜味村

議会だより

No. 188

令和7年9月1日

2025 年



写真：6月定例会にて可決された「大宜味村始めはシークラーサーで乾杯条例」の
即日施行を記念して乾杯を行いました。

議会では、「議会だよりの表紙に使用して欲しい写真」を募集しております！
画像データと連絡先を次のメールアドレスまでお送りください。



gikai@vil.oigimi.lg.jp (事務局担当：宮城 まで)

Contents

- 一般質問 P2～P9
- 議案等の議決結果一覧、討論 P10～P12
- 各イベントへの出席、議会への要請等 P13

村政を問う！！



- P2** 宮城 貢 議員 ▶ 村行政全般について
- P3** 吉浜 覚 議員 ▶ 安心安全な暮らしを問う
- P4** 大山 美佐子 議員 ▶ コミュニティバスの運行を
- P5** 大城 邦彦 議員 ▶ 小・中学校玄関前広場の舗装改修を
- P6** 新崎 悟一 議員 ▶ 国連NGO団体に関する件について
- P7** 宮城 美和子 議員 ▶ ゴミの不法投棄をどう防ぐか!
- P8** 宮城 良治 議員 ▶ こども園、保護者の声は届いているか
- P9** 前田 孝 議員 ▶ 「平和祭」の開催、「平和の日」制定を

村行政全般について

バナメイエビ養殖の裁判について

問 ①3月定例会以降、どのように推移・進行してるか。

②バナメイエビ養殖の裁判に係る費用（弁護士委託料）はどれだけ支出されているか。

答 友寄景善 村長

村に控訴状が届いたのが令和7年3月27日。訴訟対応に資するため、村顧問弁護士へ訴訟代理人として委任している。5月12日に控訴人の控訴理由書を受け、それに反論する村の答弁書を提出。6月2日に控訴人から第1準備書面として村の答弁書に対する主張を受け、6月12日、第1回口頭弁論期日において、裁判官から口頭弁論の終結する旨宣言があった。判決期日は7月31日午後1時10分となった。

②控訴前の訴訟の代理人に関する費用は275万円。控訴の代理人に関する費用が22万円となっている。

問 裁判の件での確認です。6月2日の控訴人からの第1準備書面、あと村からの答弁書。そういう内容でもう判決が出るということでしょうか。

答 佐久川紀亮 企画観光課長

6月12日に第1回目の期日があり、そこで控訴理由等を踏まえ判決のほうは7月31日にすぐ出すと聞いている。

問 最高裁の結果が出たら住民説明会をぜひとも。

答 友寄景善 村長

最高裁の判決が出れば、当然その結果を踏まえて住民説明会も必要かと思う。

大宜味村海浜条例制定について

問 3点伺う。

①結の浜海浜公園整備事業の進捗状況を伺う。

②海浜条例制定に向けてのタイムスケジュールを伺う。

③水上オートバイ等に関する条例制定に向けてどのように考えているか。

答 友寄景善 村長

①令和6年度事業は8月中には養浜工事が完了する見込み。陸側の工事は国からの交付決定が下り次第、工事を発注する予定。

②分筆業務を行い、地番が確定次第、9月定例会をめぐりに議案の提案を考えている。

③県において沖縄県水難事故防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の改正も今

年度検討しているとの情報もあり県の動向も踏まえて検討したい。

結の浜海浜公園整備事業の指定管理者等について

問 6月定例会一般質問で『年内に募集に関するプロポーザル仕様書及び選定委員会の要綱等を準備し、年明け以降の募集に向け準備を進めたい』と返答している。現在の進捗状況を伺う。

答 友寄景善 村長

海浜公園条例制定後に指定管理者の募集を行う予定で進めていたが条例案の検討で用地の分筆作業が必要となり遅れが生じている。遅くとも年度内には指定管理者の決定ができるよう勧めていきたいと考えている。



宮城 貢
議員

安心安全な暮らしを問う

安心・安全な暮らしを問う

問 (1) 村は旧大宜味小学跡地の福祉拠点施設整備の現実行計画はどうなっているか説明を求める。

(2) 村立パークゴルフ場の整備計画の話題もあったが、具体的な計画がなく、村老人会パークゴルフサークルの会場は、国頭村鏡地パークゴルフ場を利用しているが、村外者対象の割高利用料金を徴収されているので物理的な負担を感じている。本村の癒しと健康づくりのための対策はないか説明を求める。

答 友寄景善 村長

(1) 福祉拠点施設整備の現実行計画につきましては、3月定例会でも述べたところですが、

補助事業での実施は厳しい状況のため、既存施設の小規模修繕を行い活用する方向で進めており、社会福祉協議会の移転につきましても、調整会議を行っている。

(2) パークゴルフ場の利用料金負担の件につきまして、まず、利用料金が割高と感じられている点については、村外者が割高ではなく、地元民の優遇措置の料金であると考えて。利用するには受益者負担の原則基本と考える。

しかしながら、健康づくりや社会体育、生涯学習などの観点から何か方策はないか検討したいと思う。

問 (1) 福祉拠点整備事業の関

係で、社会福祉協議会と移転についても調整会議を行っているが、

もう3月議会から3か月なるが、どのようにするか、具体的に示して下さい。

(2) 実際村内にパークゴルフ場があつたら同じ料金で、村内料金で使えただろうというふうなイメージがありますので、その辺の考え方をお聞き、聞かせて下さい。

答 宮城敦 住民福祉課長

(1) 調整会議の内容としましては、社協の移転に伴い、本6月定例会にトイレの改修費用を上げるために、見積り等を取って設計のほうを確認しておりますが、その部分について

の社協とまた再度調整を図り、また一部場所とかそういったところの調整が少しありましたので、そこについては今議会には上げられず、今現状としてトイレの改修について

の見積りを再度取るところの部分で調整をしている。

答 友寄景善 村長

(2) 利用料金の割高感があるというふうに理解しておりますが、いずれにしましてもこれは村が何らかの補助をする場合にもいろんなシステムですか、複雑な事務処理もありますので、そこら辺を総合的に検討して、また健康づくり、社会体育、いろんな面からできないか、検討したい。

行政への意見

福祉拠点整備事業の関係で、移転ができるような改修の計画を出し、9月議会では出していただきたい。



吉浜 寛
議員

コミュニティバスの運行を

コミュニティバスの実現は

問 何度も質問してきたが、今もなお、村民からの必要であるという声が多く、村から、前向きな答弁もないので再度質問する。

現状の報告江洲の住民から「自動車の運転に自信がなく、2・3年後には免許証を返納しようと考えている。車がないと買い物や病院に行けないので、今の生活ができなくなり、村に住めなくなる。今の土地、家は気に入っている。車の不便さがなければ住み続けたい」「運転をしている友達が出かけるたびに車をこすったりしていて、あまり運転しないほうがいいよ」と言ったり、バス停も遠いのに、やーぐまい（家に引きこもり）させるつもりかと怒られたりした」「こういった声が4件程

あった。コミュニティバスがあれば、誰にも気を使うことなく気軽に利用でき、各公民館回りで、8人程度の車で定期的に運行して欲しいとの要望である。

①福祉有償運送運営協議会設置要綱の見直しの検討状況を伺う。

②デマンド交通の再調査及び導入を伺う。

答 友寄景善 村長

①見直しを検討していると答弁したが、見直しまでは至っていない。

②今年度実証を行うことで調整している。

問 社会福祉協議会（以下、社協）では福祉有償運送をしている。村はそれを拡大利用するようないことも言っていたが、社協は手が回らないそうだが、社協に補助金を出して職員を増や

せることができるのか、村独自でやっていけるのか伺う。

答 真喜志亮 総務課長

社協が行っている福祉有償運送は、住民福祉課の委託で行っているところだけは理解していたきたい。総務課では、「交通空白地の解消」と「高齢者・障がい者などの弱者」については切り離して考えており「交通空白地の解消」については、デマンド交通のほうで解消できないか。高齢者・障がい者については、社協に委託して行っているものに補助を拡充してできないか検討しており今後、住民福祉課、社協とも話を詰めていきたい。

問 東村、名護市、国頭村ではコミュニティバスが運行している。2年前の村長のバス導入を目指し奔走していますと新

聞に大きく出ました。実現を目指すことが村長の大きな実績になると思う。コミュニティバスを運行させると大きな夢がある。夢のある大宜味村になると思うが、再度伺う。

答 友寄景善 村長

村民が安心して暮らせる村のために、ぜひ交通手段、移動手段の確保は必要だと思う。最近観光客も多い、免許証を持っているという方が大変困ったコミュニティバスの在り方、どのような方策があるのか、早めに検討する。

行政への意見

早めの検討ではなく、実施を要望する。



大山 美佐子
議員

小・中学校玄関前広場の舗装改修を

**大宜味小中学校玄関前広場の
ゴムチップ舗装の改修を**

問 玄関前広場のゴムチップ舗装が経年劣化により、舗装のつなぎ目がちぢむという、欠損や剥がれ、亀裂や陥没が起こり、見た目も大変見苦しい状況です。何より子供たちが休み時間や昼食後の休憩時間等を利用して、走りまわるなど、憩いの広場として活用されていることから、陥没部分により転倒などで怪我をする危険性があり、安全・安心な広場として早急に改修すべきと考えるがいかがか。

答 宮城正信 教育長

玄関前広場のゴムチップ舗装の現状は把握しているが、改修計画は今のところありません。今後、補修、改修の方法を検討していきたい。

問 実はこのゴムチップの舗装耐用年数というのは、日本全国では10年から15年といわれ、特に沖縄県は、塩害地域、強い紫外線が降り注ぐ南方地域はおおよそ10年前後ということとです。これは工事した段階から経年後のメンテナンスは必要だということとで多少の欠損の剥がれは直すことが可能だそうです。子供たちがバスを待っている間も走り回って鬼ごっこしたり、非常にいい広場で、倒れてもゴムマットがクッションになって怪我をするというような現状がないが、この間見たところ、このゴムチップの境目には固められたバラスが敷かれており、そこで足を引っかけたり、転倒した場合には怪我の心配から、今回質問した。子供たちの安全、安心ということからよろしく願いたい。

答 宮城利安 教育課長

こちらのほうでも全面補修、改修、両方の見積りは取っていきまして、金額のほうが高いくというのがありますので、そのほうの財政とも調整しながら、どの方法がいいのか検討していきたい。

問 グラウンドには石ころが転がり、周辺も含め草が多く生えている現状となっている。

昔は各校区で、地域の方みんなが協力しあって作業をしていたりしていた時代があったのが、今それはかなり薄れているのかなと思う。外部からも子供達が野球の試合に来たり、いろんな地域からも来られている現状があるので、学校側か、PTA会長あたりが一声かけて、地域ともう少し密着して「地域の学校」であるということ盛上げ、コ

ミニユニティースクールを進めながら環境整備をしていただきたい。

答 宮城正信 教育長

「コミュニティースクール（以下CS）」は、まさしくこういう学校の子供たちの安心、安全、あるいは学校課題も含めて皆で考えていきたいと思います。うもので、この中に6つの法的な権限もあるCSは今までのPTSA以上に、法律で定められたもので拘束力や権限もあり、学校支援に関する協議を行って、例えば今みたいなことを地域から上がってきたら、協議会で話し合っていてじゃあどうしようかなど、大変私はCSでこの辺のいろんな課題を拾い上げて、みんな解決していけたらなと思っています。



大城 邦彦
議員

国連NGO団体に関する件について

国連NGOグリーンハット
インターナショナルに関する
件に付いて

問 現在、GHIの関係者が村長の言動に非礼があったと抱いている状況で村長が発言した内容や約束を自身で否定することは信頼関係に影響を与えます。地域住民に及ぼす影響についてどのように受け止めているのか伺う。

答 友寄景善 村長

今回の件は、GHIの方から村長に会いたいということと村長室に来て、条例や申請書のコピーもGHIの方に手渡した。村長が誘致したからすぐ決定ということはコンプライアンス、ガバナンスについて大きな問題があると思ってる対応である。

問 村長室において、理事長及び他の理事も大宜味村に事務所を置きたいと発言していません。私は、大宜味村の農業に大変貢献出来るからこそ村長に会っていただいた、現実には村長の非礼によりGHIの申請手続の履行が行われていない。この点、村長はどうお考えか伺う。

答 友寄景善 村長

申請書が出た場合に、村でちゃんと調査して、ああこういう団体はいいねということで評価があつて、誘致が可能だというふうに理解していただきたい。

問 村側の非礼があつたからGHIは手続を進めていないと御理解ください。他の団体と

同等に扱うならば、正しくこの団体がどんな団体なのか調査しなければならぬと思う。私ぐらゐに調査することはあるのかないのか伺う。

答 友寄景善 村長

皆さん御存じのようにそれなりの手続が必要ですので、村長に会って、すぐ村長が誘致決定したからという話には全くなりませんので、勘違いしないようにしていただきたい。

河川管理の責任について

問 3月定例会予算特別委員会の視察で法定外河川でもあり、まずは住民の自助で、その後公助があるとの発言がありました。このような発言の根拠・理由を伺う。

答 友寄景善 村長

本村が管理している里道や河川など法定外公共物は、平成16年度頃に、国から村に権限移譲され、村が譲受を受けておりますが、以前から各区の作業などで地域住民の皆さんの協力のおかげで、管理がされている。

問 法的根拠のない住民の自助をいつまで続けられるおつもりなのか、見解を伺う。

答 友寄景善 村長

村が強制的に労働をやりなさいとかそういうことは毛頭考えてない。やっぱり地域に住んでいる方々の自発性を重要視したいと思う。



新崎 悟一
議員

ゴミの不法投棄をどう防ぐか！

ごみの不法投棄をどう防ぐかー
住民と行政の役割

問 本村においても、山間部や海岸、河川など、人目のつかない場所を中心に、粗大ごみ、家電、タイヤなど不法投棄が後を絶たず、美しい大宜味村の自然環境や地域の景観を損ねるとともに、衛生・安全面や世界遺産の入口でもある観光地としても大きな課題だ、イメージダウンにつながると思う。

費用負担の課題など、現状における具体的な課題を伺う。
②不法投棄対策として、これまでどのような対応を行ってきたのか伺う。
(予算措置や、国・県との連携、村民啓発活動の内容など、過去の対応実績など)。
③不法投棄対策の強化を図る必要があると考えるが、本村としての見解を伺う。

答 友寄景善 村長

①不法投棄の現状については、人目がかからない道路沿いの山間部には、多数の不法投棄があると認識している。不法投棄は、環境への深刻な影響を及ぼすだけでなく、地域の景観を損ない、住民の生活にも悪影響を及ぼす。本村としてもこの問題に対して真剣に取り組んでいかなければならない。
②これまでの対策については、不法投棄禁止の看板を山間部

などに数か所設置し、ごみの正しい分け方・出し方のパンフレットなどに掲載し啓発活動を行なっている。
また、悪質な不法投棄が発生した場合、県や警察と連携して、対応している。

③対策強化については、地域住民の皆様と連携しながら、不法投棄撲滅に向けた啓発活動を強化していく。

問 これから環境問題が、大宜味村にとっても大切な事だと思えます、将来の大宜味村の子供達の、未来の環境を守る為の教育、辺土名高校の環境科と、小中学校の子供達も交えて、ごみ問題や、モラル教育、地域美化活動を、毎年恒例にする等、今後、取組みされるコミュニケーションスクー

ルでも検討いただけたらと思います、いかがが考えでしょう。

答 花田義徳 建設環境課長

環境問題は重要なものだと思いますので、教育委員会と連携しながら検討していきたいと思う。



宮城 美和子
議員

行政への意見

ごみが投機されるとその場所へ便乗投棄に対する罪の意識の心理ハードルが下がり投棄が繰り返される状況なる、その点からも管理者による早めの清掃活動も大切であると思う。不法投棄は村内外から一部の心無い行動だけではなく、制度や分別のルールが分かりにくい、処分費用が高いといった住民の困り事が背景にあると考える。是非こうした住民の「困った」の声に寄り添った仕組みや支援策を進めていただきたい。

いづも園、保護者の声は届いているか

こども園と保護者との信頼関係を問う

問 村立こども園において、今年度の運動会が平日の「金曜日開催」と「公開保育での運動遊び」として実施される方針となっているが、方針の理由と決定に至るまでのプロセスについて伺う。また、保護者から、混乱と不満の声が出ているが保護者の声は届いているのか。

答 宮城政信 教育長

5月20日に保護者からのアンケート結果を持参して園長が訪ねてきた際、決定に至る理由を聞いた。理由の1つ目は、子供たちが週6日登園することになり、体力面が気になること。2つ目に、こども園の保育・教育課程には、学校行事という位置づけの運動会はなく、日常

的な運動遊びがそれに代わるものであるので、授業参観という公開保育で実施したいということ、3つ目に熱中症予防等子供の体力面を考え、部屋の中で公開保育をしたいとのこと、理由は少しは理解できたが、こども園の運動会は長年、今日のように実施してきた行事で、保護者や地域の方が楽しみにしている行事だということを考え、今後の対応として、できれば保護者の意見を尊重して、元に戻すことも考えてほしいと指導した。保護者からの混乱と不満の声は、今回、園長から知った。

問 運動会実施の方法は、やはり園内で完結するべきもの、しかし、保護者の方々からいただいた声で、こども園の運営委員会、保護者懇談会、総会での説

明のやり取りを聞く中で、運動会の方針のこと以上に、保護者と園との間の信頼関係が大きく揺らいでしまっていると感じた。教育というのは学校だけではなく、家庭や地域と共につくり上げていくもの、保護者が初めて教育の現場と信頼関係を築くのがこども園ではないのか。その大切なスタートの段階で保護者が声を上げなければならなかったこと、そしてその声が十分に受け止められていないように感じられていることは、単なる運動会の話にとどまらず重要な問題だと捉えている。教育長の見解を伺う。

答 宮城政信 教育長

地域にある学校を含め園は、学校や園だけで決めるのではなく、保護者、地域の方、関わる人全てが子育て、教育・保育の

当事者として、一緒に連携、協力して運営していくものだと考えている、今進めているコミュニティースクールはまさしくそのとおりで、関わる全ての人と一緒に育て、方針も、決めていくということの狙いがある。今回、保護者からのアンケートを見て、園との信頼関係が崩れているなというのをとても感じた。その中でショックだったのが、運営委員会は何のためにあるか。機能していないんじゃないかという意見。「コミュニティースクールは、学校運営協議会を大切にしていって、今回のように園の基本的な方針、運営の在り方については、承認あるいは意見を述べるということで、法律で定められているので、こういうことがないように積極的に推進していきたい。」



宮城 良治
議員

「平和祭」の開催、「平和の日」制定を

平和祭について

問 戦後80年の節目を迎える今年、県内各地において平和祭や慰霊祭が行われているが、令和7年度村長の施政方針には戦後80年について触れられていないのは残念である。平和祭についてどう認識され、平和祭の開催についての見解を伺う。

答 友寄景善 村長

戦没者や犠牲者の霊を慰め平和の尊さや戦争の恐ろしさを次世代に伝え、恒久平和を祈念する式典であると認識しており、村においても慰霊祭を開催する方向で検討していきたい。

問 10年前の2015年4月1日発行の村広報第241号中の「平成27年度施政方針」で、宮城功光前村長は、戦後

70年平和祭について所信表明で触れられている。それで今回、友寄村長は触れられていないから聞きした。それです。今、村長としては「開催する方向で検討している」との事で伺っておきたいが、村の遺族会、その会員が高齢化により慰霊祭を開催する事が難しいとの理由で、戦後50年記念で遺族会での主催は辞められたと、その時に慰霊祭関係については村に「継続してください」となっている。そういう継続されている中であり、10年ずつの節目には今後も「平和祭」を開催していくよう取り組んでいただきたい。

答 友寄景善 村長

村としてもそういう意思表示を持っているので、80周年記念式典実施の方向で進めてまいりたい。

平和の日の制定について

問 戦争の記憶の風化が心配される中、今を生きる者として歴史をどう正しく継承していくのかが問われており、今が「戦前」とならないように努力し続けなければいけないと思う。「大宜味村平和の日」の制定について見解を伺う。

答 友寄景善 村長

制定する方向で検討していきたい。

問 与那原町は平成27年に、「5月21日」を平和の日と定め、中城村は「8月17日」に制定に向け6月19日の本会議で採決される見通しとなっている。本村は平和の日をいつにするかという議論も出てこようかと思うが、村民が山中に避難して下山したのが昭和20年の7月10日



前田 孝
議員

から始まったというように聞き及んでいる。本村の場合、この日が妥当じゃないかと私は思う。与那原町は米軍に占領された日、中城は戦後初めて県外や海外からの引き揚げ者が久場崎港に帰還した日、制定についてはいろいろ議論を深めていかなければならないと思うが、その「日の設定」それについてはどう考えるか伺う。

答 友寄景善 村長

非常に悩ましく、各自治体により状況も違う。村にとっては先ほど議員がおっしゃったように、7月10日から下山が始まったとの事でこれも1つの節目だと思うが、この平和の日の設定方法については、広く村民の意見を聞き、あるいは専門家から歴史史実を確認し、平和の日にあふさわしい日を設定できたらいいなと思っている。



議案等の議決結果一覧



令和7年 第5回(6月)定例会

令和7年6月13日～19日の7日間の日程で第5回定例会が行われ、次のとおり決定された。

番号	件名	議案等の概要	結果
議案 第33号	結の浜海浜公園整備工事(1工区)の請負契約の変更について	既契約額:7億620万円 増額:3,223万9,900円 合計変更契約額:7億3,843万9,900円 人工リーフ工、突堤工、仮設道路工等の数量変更に伴う増額	可決 賛成多数
議案 第34号	和解及び損害賠償の額の決定について	障害福祉事務において、支給該当者転出の際に必要な情報提供を転出先市町村へ行えていない不適切な事務処理により、転出先での支給決定が遅れたことによって生じた障害福祉サービスに係る介護給付費・訓練等給付費についての損害賠償 損害賠償の額:50万8,470円	可決 全会一致
議案 第35号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	議案第34号の事案に伴い、村長及び副村長の給料月額をそれぞれ減額する 減額率:村長10%減、副村長5%減 減額する期間:R7.7.1～R7.9.30まで	原案可決 賛成多数
議案 第36号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正に伴う改正	原案可決 全会一致
議案 第37号	大宜味村始めはシークワサーで乾杯条例	本村が掲げる「シークワサーの里」のむらづくりの更なる発展を目指すとともに、需要拡大を図ることを目的に本条例を制定したため	原案可決 全会一致
議案 第38号	令和7年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)	9,007万4千円の増額補正 歳入歳出総額 63億7,542万6千円 主に、定額減税補足給付金事業費、子ども子育て支援費、畑作等促進整備事業、社会資本整備事業、災害復旧費(11月豪雨災害)等	原案可決 全会一致
議案 第39号	令和7年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	予備費からの充当により歳入歳出総額での増減なし 保険給付費214万9千円の増 償還金還付加算金 656万9千円の増	原案可決 全会一致
議案 第40号	令和7年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算(第1号)	収益的支出の補正 簡易水道事業費用 118万9千円の増	原案可決 全会一致
意見案 第2号	国の制度創設による小中学校給食費の無償化を求める意見書	子どもたちの健やかな成長に必要な学校給食を全ての子どもに提供していくためには、国による全国一律での学校給食費無償化を早期に決定すべきであるために意見書の提出を行う あて先:内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長	原案可決 全会一致
意見案 第3号	西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相と史実を歪め、否定する発言への抗議決議	西田参議院議員の沖縄戦に関する発言に対して抗議するため	原案可決 全会一致

令和7年 第5回 (6月) 定例会

令和7年6月13日～19日の7日間の日程で第5回定例会が行われ、次のとおり決定された。

番 号	件 名	議案等の概要	結 果
報告 第4号	第3期大宜味村子ども・子育て支援事業計画の策定について	大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例の規定による報告 計画の詳細については、村ホームページ→行政情報→政策・計画→住民福祉課からご確認ください!	報 告
報告 第5号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)	地方自治法第180条第1項の規定による報告 村道草刈り作業中の飛石による車両ガラス破損に対する損害賠償	報 告
報告 第6号	令和6年度大宜味村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告 繰越明許費合計額:10億6,190万9千円 内、国・県支出金額:7億4,380万8千円 地方債額 :1億7,260万円 一般税源額 :1億4,525万8千円 主に、民生費の物価高騰対応重点支援給付金事業、農林水産業費の海岸保全施設整備事業、土木費の村道各工事関係での繰越し	報 告
報告 第7号	令和6年度大宜味村一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について	地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告 事故繰越し額:325万4千円 農林水産業費の農村振興基本計画策定業務	報 告
報告 第8号	令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について	地方公営企業法第26条第3項の規定による報告 翌年度繰越額 :8,824万8千円 内、国庫補助金 :5,815万8千円 企業債 :2,940万円 損益勘定留保資金:69万円 不用額 :17万6,395円 資本的支出、建設改良費の簡易水道等施設整備事業(水道施設更新工事)	報 告

令和7年 第6回 (7月) 臨時会

令和7年7月29日に第6回臨時会が行われ、次のとおり決定された。

番 号	件 名	議案等の概要	結 果
議案 第41号	令和6年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更について	既契約額:9,834万7,700円 増額:829万2,900円 合計変更契約額:1億664万600円 防護柵工、排水工等の数量変更に伴う増額	可 決 全会一致
議案 第42号	結の浜海浜公園整備工事(1工区)の請負契約の変更について	既契約額:7億3,843万9,900円 増額:1,377万3,100円 合計変更契約額:7億5,221万3千円 防護柵工、排水工等の数量変更に伴う増額	可 決 賛成多数
報告 第9号	専決処分の報告について(令和6年度村道腰間線道路改良工事の変更契約)	地方自治法第180条第1項の規定による報告 既契約額:1億5,620万円 増額:361万9千円 合計変更契約金額:1億5,981万9千円	報 告

賛否分かれたもの

○：賛成 ×：反対 欠：欠席
退：棄権と意思表示しての退場
※議長は採決に加わっていません。

結 果

令和7年 第5回 定例会	
議案第33号	賛成多数
議案第35号	賛成多数
令和7年 第6回 臨時会	
議案第42号	賛成多数

宮 城 貢	宮 城 良 治	大 城 邦 彦	大 山 美 佐 子	宮 城 美 和 子	前 田 孝	新 崎 悟 一	吉 浜 覚	平 良 嗣 男	(議長) 大 城 佐 一
○	○	○	○	○	○	○	×	○	—
○	○	○	○	○	○	○	×	○	—
○	○	○	○	○	○	○	×	○	—

令和7年第5回（6月）定例会

議案第33号 結の浜海岸公園整備工事（1工区）の請負契約の変更について



反 対 討 論

吉浜 覚 議員

本議案は、人工リーフ工、突堤工、仮設道路工等の数量変更に伴い増額変更の必要があるとしています。本件事案については、2023年10月を最後に最後に住民説明会が開催されていない。事業そのものに疑問に対しての説明がないままに工事に着手した格好になっています。住民から行政不服審査法に則った審査請求に対する村情報公開及び個人情報保護審査会の答申書は、実施機関の情報公開に対する基本的な姿勢について補足的に意見を述べると付言があります。付言は、「よりよい地域社会を実現していくには、住民参加による公正で民主的な開かれた村政の推進が必要である。情報公開というのは受動的に情報公開請求に対することだけではなく、能動的、積極的に行政から住民へ情報を発信していくことも含まれていると考える。本件事案は、実施機関が示した宿泊誘致が予定より大幅に遅れているにも関わらず説明会が開催されず、説明がないことに端を発すると推測される。そのようなことから、宿泊施設予定事業者にも諸般の事情もある事も理解するが、実施機関においては事業者と鋭意調整を進め、村民協働の行政運営を図るため、早い段階において住民説明会の開催をして頂きたい」と結んでいます。ついては、過度な財政負担や災害を誘引する危険性があり、計画の実行性や科学的見地を示すことなく、地域住民を不安に陥れる事業は認めることができません。どうか、本議案に対する各議員の反対の賛同を求め、反対討論とします。

夏まつりも始めはシークワサーで乾杯!

「大宜味村始めはシークワサーで乾杯条例」が施行され、夏まつりの開会式典でもシークワサーで乾杯を行いました。

大宜味村始めはシークワサーで乾杯条例とは、本村が掲げる「シークワサーの里」の村づくりにおいて、村民及び村に関わる人々が日頃から集会等の場において始めの乾杯を行う場合に、シークワサーの機能及び効能を活かした産業振興と健康長寿村として更なる発展を目指すとともに、シークワサーの需要拡大を図ることを目的として制定されました。



社会を明るくする 運動大宜味村出発式



7月1日に行われた「社会を明るくする運動大宜味村出発式」へ出席しました。



村議会への要請



7月8日に村商工会より「地元産品奨励及び地元企業優先使用について」の要請があり、大城佐一議長が対応しました。



7月9日に県工業連合会・JIS協会・酒造組合・商工会連合会・商工会議所連合会より「県産品の優先使用について」の要請があり、平良嗣男副議長が対応しました。

9月定例会のお知らせ

【予定】

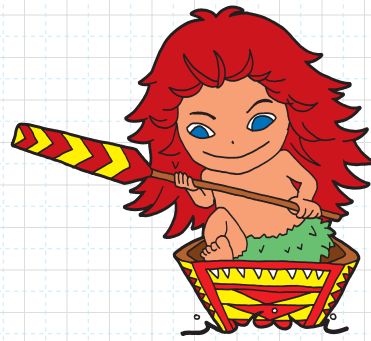
9日(火)～19日(金)

一般質問は10日(水)に予定しています。

※予定のため、日にちに変更が生じる可能性があります。変更等、詳細は確定後に「議会ホームページ」にて周知いたします。

議会を傍聴する際

発熱等風邪の諸症状がないことを確認の上でご入場下さい!



<http://ogimi-gikai.sakura.ne.jp/site/>

大宜味村議会 ホームページのご案内

大宜味村議会ホームページでは、議会の予定、結果、会議録、議会だより等が閲覧できます。



スマートフォンからは
QRコードをご利用ください。



議会広報 常任委員会

委員長 宮城 美和子
副委員長 宮城 貢
委員 大山 美佐子
委員 新崎 悟一

※以上のメンバーで議会だよりを編集しています。